

## 第 8 回岩手県分権推進会議

### 当日配付資料

第 8 回岩手県分権推進会議における意見（甘竹委員、北村委員）  
義務付け・枠付け、関与の見直しに関する全体像について  
（第 7 回会議補足資料）

## 第8回岩手県分権推進会議における意見

委員名 大船渡市長 甘竹 勝郎

項目	意見等
市町村の水平補完について	
政策調整会議の検討状況について	県・市町の延べ 3,600 事業のうち二重行政や県と市町との役割分担の面から非効率と考えられる事業が 402 事業と全体の 1 割強もあったとのことですが、今後更に検討を進める中で、二重行政が解消されれば、県及び市町村にとっても、より効率的な行政運営が可能となることから、役割分担等の調整経過について詳細な報告がなされることを希望します。
地方分権改革推進委員会第3次勧告の概要について	

## 第8回岩手県分権推進会議における意見

委員名 上智大学 北村 喜宣

項目	意見等
市町村の水平補完について	近い将来に共同設置の検討が必要になるものとして、行政不服審査法改正による審査委員会設置がある。情報公開審査会や個人情報審査会もこれに吸収されることが予定されることから、他県の対応状況もふまえて、岩手県においても検討を進める必要がある。
政策調整会議の検討状況について	
地方分権改革推進委員会第3次勧告の概要について	地方分権改革推進委員会の基本的スタンスは、「法律に条例を認める明文規定があってはじめて条例は可能になる」というものである。岩手県および県内市町村が、第2次、第3次勧告を踏まえて、政府が対応する法律改正を必要かつ十分と考えるならばそれでよいが、なお不十分と考えるときに、法律の規定なくして条例対応を可能と考えるのかどうか、整理をしておく必要がある。

## 義務付け・枠付け、関与の見直しに関する全体像について

## 1 事務の見直しの状況

事務区分		第1次地方分権改革の見直し	現在の取組
法定受託事務		機関委任事務を廃止し、「法定受託事務」と「自治事務」に区分け。国、県、市町村を対等の関係に再構築。	-
自治事務	個別法令に基づく義務付け等	-	【国で見直し中】 4,076 条項 (うち第3次勧告 892 条項)
	県の条例等に基づく義務付け等	市町村の事務手続などを規定していた県条例等を県と市町村が対等な関係となるよう、大幅に見直し。	【県独自の取組(今回)】 86 条項 (見直し必要 3 規則 4 条項)
	上記及び以外の事実上の義務付け等	-	-

## 2 今回の条例等の検証

- (1) 県・市町村に対する義務付け等の多くは、法令によるものである。
- (2) 現在、国において、法令の見直しに取り組んでいることを踏まえ、本県としても、前回の見直しから相当の期間が経過していることもあり、改めて、県の条例・規則等を点検・検証することとしたもの。

## 3 今後の取組

- (1) 今後においても、市町村等から合理性のない義務付け等がないか意見を聞くなど、その把握に努め、解消に向けて取り組んでいく。
- (2) 分権型社会に対応し、適切に事務を運用できるよう、職員の意識改革や組織パフォーマンスの向上に向けて取り組んでいく。
- (3) 国では、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、義務付け・枠付けの見直しに向けた検討が進められており、これが実施された場合、市町村に対する義務付け等が減少することが見込まれる。